

令和元年度 第1回生駒市行政改革推進委員会分科会② 会議録

開催日時 令和元年7月5日(金) 午前10時00分～午後12時00分

開催場所 生駒市役所 4階 402会議室

出席者

(委員) 平岡会長、佐藤委員、稲山委員、森岡委員

(事務局) 杉浦総務部長、大西総務部専門官、岡田財政経営課長、南口財政経営課課長、齊藤財政経営課主幹兼経営係長、島田財政経営課同係主任、政木財政経営課同係係員

(傍聴者) なし

欠席者

なし

《案 件》

事務事業の見直しについて

- (1) 花のまちづくりセンターの運営
- (2) 子ども医療費助成
- (3) 私立保育所保育実施負担金
- (4) 私立保育所市単独補助金

《会議内容》

(1) 花のまちづくりセンターの運営

■花のまちづくりセンターの運営の概要について説明

■確認事項

- ・花と緑のわがまちづくり制度では、1会計年度対象団体に8万円を上限として助成している。申請額が上限に満たない場合は申請分の金額のみ助成している。
- ・緑の相談は、嘱託職員として緑化活動の経験がある県の農業普及センターを退職された方などに従事してもらっており、市民から植物の育て方などの相談にのっている。
- ・事業カルテに記載している人件費について、正規職員と臨時職員の人件費を示しており、職員構成は、正規職員が3名、臨時職員では週2日出勤が2名、週1日出勤が1名の計3名である。
- ・東生駒駅前の花壇など、公共施設に植える花苗をふろーらむでの栽培に係る費用について、人件費や消耗品費が事業費に含まれている。
- ・事業に係る経費以外に施設を管理する経費として、令和元年度では管理等委託料が7,593千円となっている。設備のメンテナンス業者やシルバー人材センター委託など、個別の事業について委託しており、委託料として一番大きく占めているのは、シルバー人材センターへの委託料である。
- ・花のまちづくりセンター内の花壇の管理について、センター内のビニールハウスで職員とボランティアとが花苗を育てて行っている。俵口観光塔花壇や東生駒駅前花壇といった比較的大きい花

壇や人権文化センターなどの公共施設等へ花苗を提供しているが、提供後の花苗の維持管理については施設所管課が実施している。

- ・花苗の提供を廃止し、個々の施設が個別に花苗を購入した場合、同規模で花苗を維持しようとするならば、今以上のコストがかかる。
- ・花のまちづくりセンター内の花苗については職員が栽培しており、東生駒駅前花壇等の花苗については、センター内のビニールハウスで栽培したものを提供している。花のまちづくりセンターで栽培した花苗をボランティアグループが植えているが、植栽するには人員不足と聞いている。人が辞めてしまうことで花のまちづくりセンターの運営が維持できなくなることも考えられる。

■確認事項を踏まえての委員意見

- ・人員を削減しても活動が維持できるのかというのがひとつの論点である。
- ・問題なのは令和元年度の概算コストで 53,226 千円のうち 5 割を人件費が占めていることである。人員を削減した場合、事業の維持が難しくなるかもしれないという問題もあるので、人件費のあり方を考える必要がある。コスト削減等を図るための事務事業の見直しは致し方ないと考えてるのであれば、人員を削減したとして何ができるのか明確にする必要があるだろう。担当課が、事業がどれほど達成したと見え、何を見直す必要があると考えているのか、確認しなければならない。
- ・緑の維持管理は行政だけでなく市民の力が必要であることから、緑の維持管理に関する人材育成を行う拠点として、社会教育と連携して身近な緑を自分たちで守るための講習会を開催したり、講習会を受けられた方が将来指定管理者として育つような組織を作るなどして、市民主体の取組を考える必要がある。事業開始時とは社会状況も大きく変わっていると思う。緑に関することは、市民の関心度も高く、市民ができることも多いので、市民協働の観点から重要である。中長期的ではあるが、市民セクターで取組を継続できる枠組みを考えられないか。
- ・現行の枠組みの中で、事業費や人件費の削減が可能なのか、また、目的を達成したと考える事業があるならば、抜本的な見直しを図ることもあり得るのではないか。さらに、花のまちづくりセンターという公共施設のあり方として、ファシリティマネジメントでも検討しなければならないこと、中長期的ではあるが、施設の運営として市民セクターで取組を引き継ぐことができる枠組みを考えられないかということが論点として挙げられる。
- ・担当課は事務事業の改善案として、緑の相談に係る相談日の削減を提案しているが、相談日を減らすことで人員を削減したとして、他の事業においても人員を削減する必要があるのかどうかはわからない。

(2) 子ども医療費助成

■子ども医療費助成の概要について説明

■確認事項

- ・本市では、小中学生の通院での自己負担額を 500 円としているので、県基準の 1,000 円に満たない残りの 500 円分については県の補助対象外である。自己負担額の基準を変更しても県からの補助金は今までどおりの金額で交付される。
- ・制度運営について、今まで償還払いとしていたが、未就学児については、県内の市町村が現物給付方式に統一するというのであれば、県も現物給付方式とするとのことであったため、県内で

意思統一を図った。

- ・現物給付となった場合でも独自の負担緩和施策を取ることは可能である。しかし、現物給付となることにより受診者の窓口負担が減るため、より気軽に受診できることで受診者が増えると考えられ、県からの補助も増えることになるが、市独自の負担緩和額も増える。自己負担額を 1,000 円にするか 500 円にするかで、市の負担額が変わってくる。
- ・所得制限の基準は、児童手当をもらえるかどうかの基準になっている。ほとんどの方が児童手当はもらっている。所得制限は所得がいくらから対象となるのか担当課に聞いておいて欲しい。

■確認事項を踏まえての委員意見

- ・基準緩和し市の単独事業で支援することは、市の独自性を発揮する側面もあるので、総合的に判断する必要がある。
- ・子ども医療費助成はどこの自治体も実施しており、廃止するわけにはいかないの、基準を変更するとしても、国や県の基準が変更されるタイミングに合わせて実施することがいいのではないか。

(3) 私立保育所保育実施負担金

■私立保育所保育実施負担金の概要について説明

■確認事項

- ・公立及び私立保育所の保育料の基準は同一である。
- ・私立保育所が無償化された場合、公定価格の財源は国が 1/2、県が 1/4、市が 1/4 であるが、従来の保育料相当分、公定価格の公費負担分が増えるので、市の負担も増える。それが一般財源なので地方交付税の算定に入ってくるが、自治体の負担が増えると考えられる。また、市の負担増大分は、今年度については臨時交付金が交付されるが、それ以降は一般財源で賄う必要があるため、国の一般財源総額が増えるのかどうかというのが市として懸念しているところであると思う。住民税非課税世帯以外の 0 歳～2 歳児は無償化の対象外であるが、0 歳～2 歳児は国の示す保育料基準が高いため、市の独自施策として負担緩和を行い、その分を単費で負担しているので、市の一般財源負担が大きくなっている。
- ・保育所については、生駒市外から通う方の広域入所を認めているため、どこの自治体であっても生駒市の保育料で入所させることができるので、親の通勤先に近く、行きやすい保育所のほうが人気がある。
- ・生駒市外に通勤する方の保育所の広域入所を認めている。例えば、北大和や真弓地域に住む方であれば奈良市のほうが近いこともあり、入所者が奈良市に流れている可能性はある。

■確認事項を踏まえての委員意見

- ・幼児教育・保育無償化が開始された場合、今年度については国から臨時交付金が交付されるため、市の負担が増えることはないが、それ以降は一般財源で賄う必要があるため、国の一般財源総額が増えるのかどうかという点について、市は懸念していると思う。
- ・近隣自治体の保育料の水準について、自治体によって違いはあるだろうから近隣自治体の保育料の水準は把握しておいたほうが、審議しやすいだろう。3 歳児以上は無償化となり、0～2 歳児については市の負担を下げするために保育料を上げるとなると、全体としての整合性が図れている

のかという問題もあるので、他自治体の状況も踏まえながら判断していく必要がある。

(4) 私立保育所市単独補助金

■私立保育所市単独補助金の概要について説明

■確認事項

- ・保育士の配置基準は、国基準となっている。
- ・経営は社会福祉法人である。
- ・令和元年度より民間保育園健全育成事業補助金、日本スポーツ振興センター加入費補助金、保育会保育士部会費負担金補助金、ぎょう虫・検尿・検便補助金の4つの補助メニューが廃止となった。
- ・令和元年度より給与改善費補助金は増額しており、行事費補助金、嘱託医報酬補助金、施設運営費補助金、民間保育園備品充実費補助金、修理費補助金については保育所へのアンケート結果から必要性が高いと判断し、補助メニューとして維持している。
- ・補助メニューについては、民間保育所に対してアンケート調査を実施したところ、どの園についても給与改善費補助金が一番必要で、その他のメニューについても要望があることを確認している。

■確認事項を踏まえての委員意見

- ・保育士の配置人数を国基準より多く配置することで、手厚い保育を実施するかわりに保育料を高く設定している自治体もあり、京都市では質を重視することで、国基準よりも保育士の配置数を増やしており、保育料は高くなっている。保育料の設定は自治体の判断になる。
- ・行事や運営、備品等についても補助が出ているが、民間の保育所は何に対して独自に支出することになるのか。補助メニューの改善というが、具体的にどう改善しようとしているのか見えてこない。様々な補助メニューを設けているが、何を目的に補助しているのか不明確である。
- ・補助メニューが複数あるが、給与改善費補助金に一本化し、その代わり給与改善費補助金をさらに手厚くするほうが、複数の補助メニューをチェックする手間も省けるので、担当課としてもやりやすいのではないかと。
- ・給与改善費補助金は給与に使われることになるが、ベースとなる給与が非常に低く、それを上げるために給与改善費補助金を使っているとすれば問題である。保育士獲得のための処遇改善として、給与改善費補助金が効果的に使われているのか知る必要がある。